

## 保護者地域連携部会 第8回会議

- 開催日時 令和3年5月28日(金) 19時～19時53分
- 場所 阿蘇小学校 2階 理科室
- 議題 (1)阿蘇小学校, 米本小学校及び米本南小学校の用途を廃止した後の活用について  
(2)PTA設立準備に向けた検討組織の立ち上げについて  
(3)その他
- 出席者 部会長(村上阿蘇小学校長), 部会員12人
- 事務局 教育総務課4人, 教育センター1人, 資産管理課2人
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴人 なし
- 審議内容

議題1 阿蘇小学校, 米本小学校及び米本南小学校の用途を廃止した後の活用について

資産管理課職員が次の(1)～(4)を説明

- (1) 土地及び建物の利用には都市計画法及び建築基準法による制限があること。
- (2) 市では民間事業者から幅広く意見を募集する「公募型サウンディング調査」を実施すること。
- (3) 恒久的と暫定的な活用方法の検討が必要であること。
- (4) 部会員には今後の地域住民との意見交換に向け, 活用方法への意見を配布のアンケート用紙(跡地活用方針(案))により次回会議で提出していただきたいこと。

### ○質疑・応答

- Q1 アンケートは, 法律の規制に抵触しない範囲で回答しなければならないか。
- A 規制のことを考慮していただければよりよいが, 学校ごとに用途制限が異なるなど難しい面もあるので, 例えば, 「マンションの建設は望まない」といった大まかな方向性の回答でも構わない。
- Q2 阿蘇小学校は市街化調整区域であり, 用途制限が厳しいようだが, 例えば, 更地にする場合においても制限は厳しいのか。
- A 建物を解体することに規制はない。新しく同規模の建物を計画することはか

なり困難であると思われる。

Q 3 地域から指定避難所がなくなる可能性があることについて、市はどのように考えているか。

A 市の防災部門は避難所の必要性を認識している。小学校の廃止後も引き続き指定避難所として使用できるように関係部局と調整を進めているところである。

Q 4 阿蘇小学校の体育館・校庭を義務教育学校の部活動等で使用する案は可能ですか。

A アンケート用紙にその旨を記載いただきたい。

## 議題2 P T A 設立準備に向けた検討組織の立ち上げについて

部会長が次の(1)(2)を説明し、了承を得た。

(1) これまでの検討でP T A 組織の基本コンセプトは決定できた。これから役員  
の選抜方法、会費の額、資源回収の方法、会員の加入要件、各校P T A からの  
繰入等の検討をしなければならない。

(2) この部会で全てを検討するのは時間的に難しいことから、4校のP T A 会長  
と校長を中心とした体制の中で協議を進めていきたい。

## ○質疑・応答

なし

## 議題3 その他

今回は、議題を阿蘇小学校、米本小学校及び米本南小学校の跡地活用、日時は  
6月25日(金)19時、会場は阿蘇小学校とする。